

報告第22号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和2年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区桃井二丁目在住個人	事故日：令和元年10月26日 場 所：杉並区上井草二丁目  ・交差点を渡ろうとした被害者が、残置されていたポストコーンの台座につまずいて転倒し、肩を負傷した。  (都市整備部)	162,492円
			令和2年8月12日
2	杉並区高円寺南三丁目所在法人	事故日：令和2年6月17日 場 所：杉並区阿佐谷南三丁目  ・済美養護学校に通う児童が、登校中にスクールバスの窓ガラスを破損させた。  (教育委員会事務局)	181,500円
			令和2年8月18日